

倉庫業者の皆様へ

平成 18 年度 (第二次)

倉庫施設における省エネ機器導入計画認定 申請要領

(平成18年度NEDOエネルギー使用合理化事業者支援事業対応)

平成18年8月11日

国土交通省総合政策局貨物流通施設課

倉庫業者の皆さん、変圧器、冷却設備、照明器具、運搬機器などが古くなっていませんか？

年々効率が悪くなって、エネルギーコストがかさんでいるのではないのでしょうか。

取り替えるなら今！倉庫業者の皆さんに限り、省エネ化事業に補助金が交付されます。

平成17年は京都議定書が発効し、地球環境保全への大きな進展があった年でした。国土交通省としては、地球環境の保全のための施策を進めつつありますが、倉庫業においても変圧器168台の高効率化事業がNEDO「エネルギー使用合理化事業者支援事業」により初めて補助金を受けて実施され、これらが稼働した場合には、年間330トンのCO₂が削減することになり、着実なCO₂削減に貢献の第一歩を踏み出しました。

京都議定書の目標達成を確実なものとするため、物流・人流の両方の分野について地球温暖化対策・省エネ対策のさらなる強力な推進が必要であることから、平成18年度は、省エネをさらに向上させるため、変圧器に加え負荷側の機器へも対象を拡げたところ、全国から62件の申請が寄せられ、その全てが採択されました。これにより、変圧器84台、冷却設備13系統、照明器具7,988台、フォークリフト57台の導入事業が補助金交付決定を受け、1,630トンのCO₂が削減することとなっております。

このたび、NEDO二次公募に対応し、8月11日(金)～9月11日(月)まで「倉庫施設における省エネ機器導入計画認定申請」の第二次受付を開始することといたしました。一定の要件に合致していれば、変圧器、冷却設備、照明器具、運搬機器が対象となり、総事業費の1/3が補助されますので、是非、一層のご活用を図っていただき、環境に優しい物流を進めていただければと存じます。

I 倉庫施設における省エネ機器導入計画認定申請の要件

1. 対象事業

倉庫業者の営業所に現に設置されている機器^①を省エネ化する事業であって、省エネ効果が高く、費用対効果に優れており「倉庫施設における省エネ機器導入計画」としてふさわしいと認められるもの。

2. 申請資格者

倉庫業法第3条の規定により登録された倉庫業者

3. 対象機器

(1) 被代替機器は、倉庫業者の営業所に現に設置されている機器であって、年間エネルギー消費量を算出できるもの。

(2) 導入機器は、被代替機器に替えて導入される省エネ効果のある機器であって、以下の要件を満たすものとする。

①変圧器

当該導入機器の年間エネルギー消費量を算出できるトップランナー変圧器^②のうち、鉄心に低損失磁性体材料（磁区制御珪素鋼帯又は非晶質合金のどちらかに限る。）を用いるもので、かつ、コイルは1次側、2次側とも銅を用いるもの。

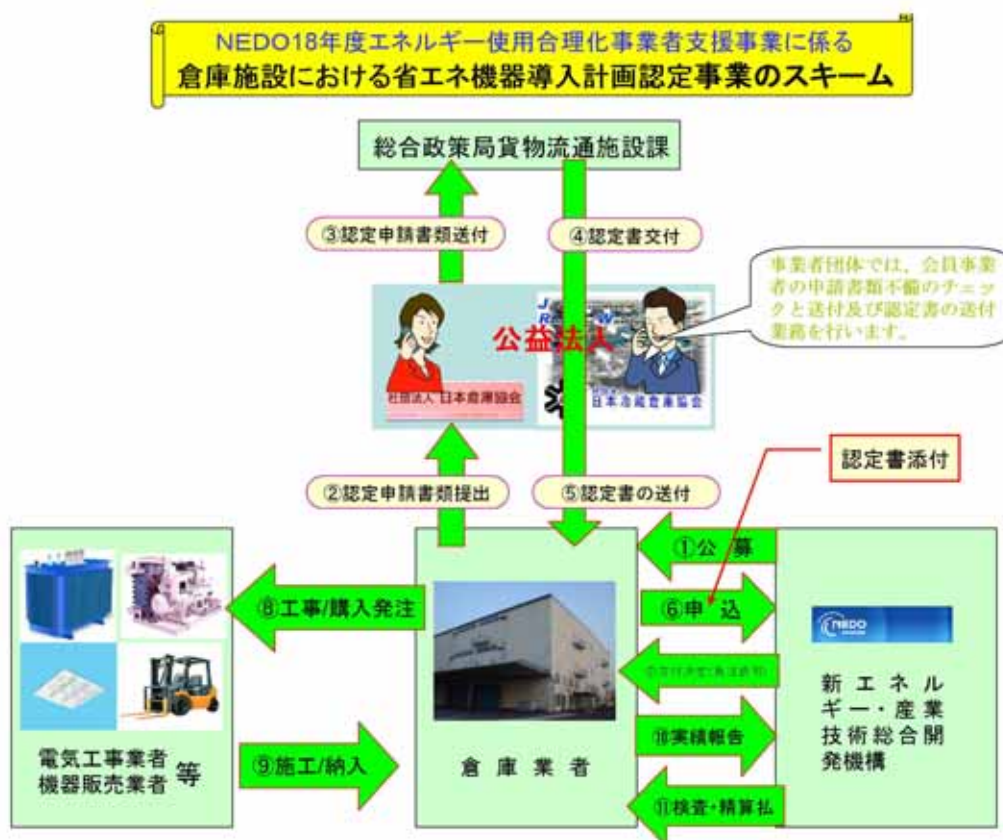
②冷却関連設備、照明器具、運搬機器

当該導入機器の年間エネルギー消費量を算出できるものであって、かつ、導入後直ちに効果が検証できるもの。

① 変圧器、冷却関連設備、照明器具、運搬機器を対象とします。

② いわゆる省エネ基準に適合した変圧器のこと。（引用：社団法人 日本電機工業会「地球環境保護・温暖化防止に貢献するトップランナー変圧器」）

II 事業のスキーム



III 申請について

上記IIのとおり、NEDO への補助金申請の前に、国土交通省の認定が必要となります。認定書を添付し、NEDO へ申込むこととなりますので、以下の要領をご熟読願います。

1. 国土交通省への認定申請について

申請者は、事業内容が申請の要件に合致していれば、倉庫施設における省エネ機器導入計画認定申請書（以下「認定申請書」という。）を作成し、普通倉庫にあっては社団法人日本倉庫協会、冷蔵倉庫にあっては社団法人日本冷蔵倉庫協会（以下「事業者団体」という。）へ提出します。

(1) 認定申請書受付期間

8月11日(金) から 9月11日(月)の17:00まで

(2) 認定申請書の書式

下記国土交通省ホームページよりダウンロードして下さい。

<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/henatsuki.html>

(3) 認定申請書の提出先

普通倉庫にあつては、社団法人日本倉庫協会調査部

〒135-8443 江東区永代1-13-3

電話:03-3643-1221 FAX:03-3643-1252

冷蔵倉庫にあつては、社団法人日本冷蔵倉庫協会技術部

〒104-0061 中央区銀座2-10-18

電話:03-3543-1446 FAX:03-5565-7063

(4) 認定申請書の提出方法

持参または郵送とします。郵送の場合は、「倉庫施設における省エネ機器導入計画認定申請書在中」と朱書きのうえ、締切日 9月11日(月)の17:00 必着とします。締切時刻以後到着したものについては受け付けることができませんのでご注意下さい。

(5) 認定申請にあたっての留意点

- ①対象機器を設置する倉庫業者が申請者となります。(借庫の場合や対象機器を共同で使用している場合は、相手方(リース業者を含む)の承諾が必要です。)
- ②申請単位はエネルギー管理単位^③毎とします。
- ③既に発注先の決まっているもの、契約されているものは申請できません。
- ④省エネ効果は、エネルギー消費量(電力換算値 単位:kWh/年)計算から算出されたもののみとします。

^③ 電力の場合は、ほとんどが電力引き込みの責任分界点毎となると思料されますが、さらに自社で積算電力計を設けるなどによる管理をしている場合は、電力計の設置単位でも可いたします。

2. NEDOによる公募説明会への参加について

NEDOは、平成18年度エネルギー使用合理化事業者支援事業の補助金交付申請について**9月上旬～10月中旬まで公募**を行い、以下のとおり説明会を開催するとしています。国交省認定取得の後の補助金申請方法について説明^④しますので是非ご参加下さい。

開催地	開催日	時間	会場場所	住所・連絡先
札幌	9/4(月)	13:00～14:00 14:30～15:30	ホテルポールスター札幌 2階 コンチェルト	札幌市中央区北4条西6丁目 電話011-241-9111
仙台	9/4(月)	13:00～14:00 14:30～15:30	仙台国際ホテル 2階 平成(西)の間	仙台市青葉区中央4-6-1 電話 022-268-1111
福岡	9/6(水)	13:00～14:00 14:30～15:30	博多都ホテル 3階 孔雀の間	福岡市博多区博多駅東2-1-1 電話 092-431-2035
名古屋	9/7(木)	13:00～14:00 14:30～15:30	名古屋マリオットアソシアホテル 16階 タワーズボールルーム	名古屋市中村区名駅1-1-4 電話 052-584-1111
広島	9/7(木)	13:00～14:00 14:30～15:30	ホテルニューヒロデン 2階 春日	広島市南区大須賀町14-9 電話 082-263-3456
東京	9/8(金)	13:00～14:00 14:30～15:30	セルリアンタワー東急ホテル B2階 ボールルーム	渋谷区桜丘町26-1 電話 03-3476-3000
大阪	9/11(月)	13:00～14:00 14:30～15:30	大阪ガーデンパレス 2階 桜	大阪市淀川区西宮原1-3-35 電話 06-6396-6211

13:00～14:00 : 省エネ設備設置に係るもの(直接NEDOに申請する省エネ事業)

14:30～15:30 : 高効率省エネ機器等の設置に係るもの(国交省等の認定省エネ事業)

受付は、開始30分前から開始する。

当該申請に必要な事項については、公募開始日(9月上旬)にNEDOのホームページに掲載されますので、その内容を十分に理解しておくことが必要です。詳しくは、http://www.nedo.go.jp/informations/koubo/h18_list.html の「●新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務等」「エネルギー使用合理化事業者支援事業」の欄をご覧ください。

^④NEDOの審査基準を十分理解しないまま認定申請を行い、NEDOへ補助金交付申請という段階になって、補助対象経費の範囲が認められないとなると、申請者の事務コストが無駄に終わることとなりますので、特に工事を伴う事業については、NEDO説明会で質問し、補助対象経費として計上する範囲に疑義の生じないよう明確にしておく必要があります。

3. 認定書交付までの流れについて

(1) 認定申請者の事務

- ① 下記所轄運輸局等に「倉庫施設における省エネ機器導入計画認定申請」の旨を告げ、i) 社名、ii) 申請倉庫名称及び所在地、iii) 補助事業内容^⑤、iv) 補助対象経費（消費税抜き）を申告の上、「倉庫業者登録簿」「営業所の概要」「営業所所管倉庫の概要」（以下「登録簿等」という。）の交付を受けます。これが登録を受けた倉庫業者である証明となります。

北海道運輸局物流課	TEL：011-290-2726	神戸運輸監理部企画課	TEL：078-321-3145
東北運輸局物流課	TEL：022-791-7508	中国運輸局物流課	TEL：082-228-3495
関東運輸局物流課	TEL：045-211-7210	四国運輸局環境・物流課	TEL：087-825-1173
北陸信越運輸局物流課	TEL：025-244-6116	九州運輸局物流課	TEL：093-332-8082
中部運輸局物流課	TEL：052-952-8007	沖縄総合事務局総務運航課	TEL：098-866-0031
近畿運輸局物流課	TEL：06-6949-6410		

- ② 平成 17 年度エネルギー使用実績のわかる書類^⑥（以下「領収書等」という。）を用意します。
- ③ 認定申請書式を国土交通省ホームページ
<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/henatsuki.html>
からダウンロードし、「共通シートⅠ」に上記①の「登録簿等」及び上記②の「領収書等」の内容を漏れなく転記します。
- ④ 当該導入機器を扱っている施工業者や販売店などに省エネ化提案をさせるべく実測をさせ、上記③で入力済みの認定申請書式を電子媒体のまま渡し、各機器の i) 特性等証明、ii) 見積書及び iii) 図面等添付書類の作成を依頼します。（詳しくは、4. 提出書類についてを参照願います。）
- ⑤ 上記④の書類（印鑑をついた紙ベースと電子媒体の両方）を入手したら、「共通シートⅡ」に必要事項を入力の上、必要なシートを印刷します。

^⑤ 「3 相 300kVA 70kV 変圧器 1 台」や「2.5 トンカウンターバランス型バッテリー式フォークリフト 13 台」などと具体的に。

^⑥ 電力であれば契約電力会社発行の領収書や使用量通知書など、燃料であれば燃料販売会社発行の領収書や納品書などです。

- ⑥プリントアウトしたシートのうち、「倉庫施設における省エネ機器導入計画認定申請書」には代表者印を押印していただきます。
- ⑦全ての書類が整いましたら、巻末にあるチェックリストを使って遺漏がないか確認します。
- ⑧正副2部を作成し、それぞれを市販のファイルに綴じ、ファイルの表紙と側面に「申請者名」及び「倉庫施設における省エネ機器導入計画認定申請書」と記します。
- ⑨事業者団体へ 9月11日(月) 17:00 までに提出します。なお、内容についてお尋ねする場合がありますので、提出書類の控えを必ずお持ち下さい。
- ◎ 認定申請書の作成方法などについての説明会を下記のとおり開催致します。

倉庫施設における省エネ機器導入計画認定説明会

(平成18年度第二次募集)

開催地	開催日	時間帯	会場名	所在地	席数	お問い合わせ
名古屋	8月21日(月)	13:30～ 15:30	中部運輸局 11階共用会議室	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	150	中部運輸局交通環境部物流課 Tel: 052-952-8007
東京	8月22日(火)	13:30～ 15:30	倉庫会館 3階会議室	東京都江東区永代1-13-3	100	関東運輸局交通環境部物流課 Tel: 045-211-7210
大阪	8月23日(水)	13:30～ 15:30	近畿運輸局 10階海技試験室	大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	90	近畿運輸局交通環境部物流課 Tel: 06-6949-6410

※時間の許す限り、説明会終了後に個別の相談にも応じます。説明会当日に試算した書式をお持ちいただければ、その場でアドバイスさせていただきますのでお気軽にお声をかけて下さい。

(2) 国土交通省の事務

- ①倉庫施設における省エネ機器導入計画として認定するにふさわしい事業であるか否かを以下の評価項目に従って審査します。なお、必要に応じて国土交通省にご足労いただきヒアリングを行う場合があります。
- i) 事業の内容が申請の要件を満たしていること。

ii) 事業の全体計画が適切であること。

iii) 経費は、類似事業における同程度の規模、性能を有すると認められるものの設備費、工事費の標準価格等を参考として算定してあること。

iv) 省エネ効果、費用対効果を正しく導いてあること。

v) 申請単位における省エネ率が1%以上であること。

②審査の結果、倉庫施設における省エネ機器導入計画として認定するにふさわしいと認められたものには、認定書を 10月2日(月) に交付する予定です。認定書の内容についてのお問い合わせは、国土交通省へお願い致します。

国土交通省総合政策局貨物流通施設課 TEL:03-5253-8111 (内線 25314)

担当：寺川、田辺

◎ 認定書を受け取られましたら、すぐにNEDOへ「補助金交付申請」を行うこととなりますので、認定書の交付を待たずにNEDOの補助金申請書を作成しておいて下さい。補助金申請書を円滑に作成するために、NEDO公募説明会へ参加し、NEDO公募要領を十分理解して下さい。

注：国土交通省の認定を受けた事業であっても、必ずしもNEDOのエネルギー使用合理化事業者支援事業として採択されるとは限りません。例えば、当該事業の中で、費用対効果の優れているものから順位をつけ、予算の範囲外になった事業については、採択されないということがあり得ます。

4. 提出書類について

注: [] は作成者を表します。

認定申請者は、以下の書類を市販のファイルに綴じて表紙と側面に「申請者名」と「倉庫施設における省エネ機器導入計画認定申請書」と記載のうえ、正副2部を事業者団体へご提出願います。

(1) 倉庫施設における省エネ機器導入計画認定申請書 [申請者]

(2) 倉庫施設における省エネ機器導入計画 [申請者]

(3) (各導入機器の) 導入計画 [申請者]

(4) 共通シートⅠ・Ⅱ [申請者]

(5) 登録簿等^⑦ [所轄運輸局等]

(6) (各導入機器の) 特性等証明 [工事業者等]

①機器に下記(7)②で付与する管理番号を入力して下さい。

②変圧器の場合、銅損は、定格 (= 負荷率 100%) 時の数値を記入のこと。

③冷却関連設備の場合は、「冷却関連設備導入による省エネ効果総合証明書」の添付をもって特性等証明に替え、倉庫業登録時に運輸局等に提出した、「冷蔵施設明細書^⑧」を添付願います。

④1枚で足りない場合は上記(3)とともに、管理しやすい単位(分電盤毎、フロア毎など)で複数枚作成し、付録シートの「総括表」を適宜ご活用いただきまとめて下さい。

(7) 導入前後の設計図面 [工事業者等]

①導入前後の機器の配置関係のわかる図面等を作成して下さい。

変圧器→単線結線図

^⑦ 「倉庫業者登録簿」、「営業所の概要」、「営業所所管倉庫の概要」の3種類で1セットです。

^⑧ 「冷凍機表」と「冷蔵室表」から構成されています。

冷却関連設備→配管系統図

照明器具→照明器具配線配置図^⑨

運搬機器→保有車両台帳等所有状況のわかるもの

② 機器に管理番号を付与し、品名型式数量が図面上でわかるよう表示したうえ、対象となる工事等の範囲をマーカーで明示して下さい。

③ 明示された工事の範囲が、下記(8)の見積書の内容と相違ないよう注意して下さい。

(8) 見積書 [工事業者等]

① 内容が、下記(7) 導入前後の設計図面に明示された工事等の範囲と相違ないよう注意して下さい。(特に、設備費の積算に注意)

② 項目は、設備費、工事費、消費税の3つにまとめて下さい。

③ 導入機器及びその付属品は設備費の中に記入し、その他の工事材料(配管、電線など)については工事費の中に記入してください。

(9) 倉庫付近の見取り図、倉庫の配置図及び平面図 [申請者]

① 倉庫業登録時に運輸局等へ提出した図面のコピーで結構です。

② A版で作成してください。

③ 上記(4) 登録簿等に記載されている各階の有効面積部分と当該機器の設置場所をマーカーで明示してください。

④ 有効面積を付記して下さい。付記した有効面積は、上記(4) 登録簿等と相違のないよう注意して下さい。

(10) 導入機器のカタログ [工事業者等]

(11) 写真 [申請者] ※できれば電子媒体でお願いいたします。

① 被代替機器 (近影)

② 当該倉庫全体 (外観)

^⑨ 計測する分電盤の位置が明示されているもの

③ 荷役風景 (保管物品の品目がわかる程度)

5. プレス発表等について

- (1) 補助金交付決定後、採択分については、環境に優しい物流に真剣に取り組んでいる倉庫業者として、事業者名、事業概要等をプレス発表及びホームページに掲載する予定です。**
- (2) 当該倉庫業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者からのお申し出があった場合には原則公開いたしません。**

IV 対象機器別の計算式

1. 変圧器

$$\textcircled{1} \text{年間無負荷損[kWh]} = \text{鉄損}^{\textcircled{10}}[\text{W}] / 1,000 \times 8,760[\text{h}]$$

$$\textcircled{2} \text{年間負荷損[kWh]} = \text{銅損}^{\textcircled{11}}[\text{W}] / 1,000 \times [\text{負荷率}^{\textcircled{12}}(\%)]^2 \times \text{年間稼働時間}^{\textcircled{13}}[\text{h}]$$

$$\textcircled{3} \text{年間エネルギー消費量[kWh]} = \textcircled{1} + \textcircled{2}$$

$$\textcircled{4} \text{年間省エネ量[kWh]} = \text{被代替変圧器の} \textcircled{3} - \text{導入変圧器の} \textcircled{3}$$

変圧器の計算式についてのお問い合わせは、社団法人日本電機工業会(03-3556-5885)までお願いいたします。

2. 冷却関連設備

被代替設備

$$\textcircled{1} \text{稼働率}^{\textcircled{14}} = \text{圧縮機消費電力実測値}^{\textcircled{15}} / (\text{圧縮機消費電力理論値}^{\textcircled{16}} \times \text{圧縮機消費電力実測時間}^{\textcircled{17}})$$

$$\textcircled{2} \text{年間消費電力}^{\textcircled{18}} = \text{圧縮機運転時間} \times (\text{稼働率} \times \text{圧縮機消費電力理論値} + \text{補機電力総計}^{\textcircled{19}}) \times \text{冷却関連設備補正係数}^{\textcircled{20}}$$

$$\textcircled{3} \text{冷凍負荷[GJ/年]} = \text{圧縮機運転時間} \times \text{稼働率} \times \text{冷凍能力}^{21} \times 3,600 / 1,000,000$$

^⑩ 鉄心で生じる無負荷損。単位は「W」。

^⑪ コイルで負荷時に生ずる負荷損。定格 (= 負荷率 100%) 時の数値で算出すること。単位は「W」。

^⑫ 負荷率は、年間電力使用量実績 (kWh/年) / 年間稼働時間 (h/年) / 全変圧器の容量 (kVA) を採用します。

^⑬ 営業時間、業務日報などから算出します。

^⑭ 更新を予定している被代替設備において実際に消費した電力と性能値の比率。

^⑮ 計測機器などを使って実測した値。単位は「kWh」。

^⑯ 設計条件における圧縮機運転の為のモーター理論消費電力 (カタログ値)。単位は「kW」。

^⑰ 脚注^⑩で実測をした時間。実際の年間消費電力をより正確に算出するため、連続した10日以上実測することが望ましい。単位は「h」。

^⑱ 被代替設備が消費する年間電力量。単位は「kWh/年」。

^⑲ 被代替補機を運転するモーター定格動力の総計。単位は「kW」。

^⑳ 被代替設備の年間消費電力を算出するにあたっては、外気温や保管物品の取扱量等、脚注^⑫の計測期間外での不確定要素が考えられることから、これを評価した係数を設けることで実際の年間消費電力をより正確に算出する。

²¹ 冷蔵施設説明細書の冷凍機表に記載された「冷凍能力」。単位は「kW」。

導入設備

$$\textcircled{4} \text{年間消費電力} = (\text{冷凍負荷} - \text{冷凍負荷低減量}^{22}) \times 1,000,000 / (\text{冷凍能力}^{23} \times 3,600) \times ((\text{圧縮機消費電力}^{24} \times \text{圧縮機モーター電力低減装置係数}^{25}) + \text{補機電力総計}^{26}) \times \text{冷却関連設備補正係数}^{27}$$

$$\textcircled{5} \text{導入後年間電力使用量} = \text{導入前年間電力使用量}^{28} - (\text{換気熱遮断装置導入効果} + \text{庫内照明器具低減効果} + \text{庫内ファン・インバーター効果}) - \text{被代替設備の}$$

$$\textcircled{2} + \text{導入設備の} \textcircled{4}$$

$$\textcircled{6} \text{年間省エネ電力量} = \text{換気熱遮断装置導入効果} + \text{庫内照明器具低減効果} + \text{庫内ファン・インバーター効果} + \text{被代替設備の} \textcircled{2} - \text{導入設備の} \textcircled{4}$$

冷却関連設備の計算式についてのお問い合わせは、社団法人日本冷凍空調工業会(03-3432-1671)までお願いいたします。

3. 照明器具

$$\textcircled{1} \text{年間消費電力[kWh]} = \text{消費電力}^{29} \times \text{台数} \times \text{年間稼働時間}^{30}$$

$$\textcircled{2} \text{年間省エネ量}^{31} = (\text{被代替照明器具の} \textcircled{1} - \text{導入照明器具の} \textcircled{1}) / 1,000$$

照明器具の計算式についてのお問い合わせは、社団法人日本照明器具工業会(03-3833-5747)までお願いいたします。

22 いわゆるエアカーテン、高効率照明器具、ファン・インバーターなどの間接的な冷凍負荷の低減量。単位は「GJ/年」。(効果の算出が困難若しくは僅少な場合は、「ゼロ」とします。)

23 設計条件における圧縮機の性能値。単位は「kW」。

24 設計条件における圧縮機運転の為のモーター理論消費電力(カタログ値)。単位は「kW」。

25 いわゆるスケール除去装置やインバーターなど圧縮機モーターの電力が低減する装置を導入する場合の係数。係数を設けることで実際の年間消費電力をより正確に算出します。(効果の算出が困難若しくは僅少な場合は、「1.0」とします。)

26 導入補機を運転するモーター定格動力の総計。単位は「kW」。

27 導入設備の年間消費電力を算出するにあたっては、外気温や保管物品の取扱量等の不確定要素が考えられることから、これを評価した係数を設けることで実際の年間消費電力をより正確に算出する。

28 電力会社からの請求書などから算出します。

29 対象となる各分電盤(ON-OFFスイッチによる変動のないエリア)内の照明回路より計測する照明器具消費電力。単位は「W」。(計測困難な場合は、安定器銘板の定格消費電力を採用します。)

30 対象となる各エリア毎に算出します。単位は「h」。

31 昼光利用などの照明制御機器導入により消費電力を低減する場合には、低減効果算出に使用した照明器具メーカーの経済計算ソフトによる資料を保管しておくこと。

4. 運搬機器

(1) フォークリフト等

①被代替車両の年間燃料消費量³²

②被代替車両の年間エネルギー消費量=①を電力換算³³

③導入車両の年間エネルギー消費量=1時間あたりのエネルギー消費量³⁴
×年間稼働時間³⁵

④年間省エネ量=②-③

(2) 垂直搬送機等

①年間エネルギー消費量[kWh]=消費電力³⁶×台数×年間稼働時間

②年間省エネ量=(被代替機器の①-導入機器の①)/1,000

運搬機器の計算式についてのお問い合わせは、社団法人日本産業車両協会(03-3403-5556)までお願いいたします。

V 省エネ効果等の計算式

①導入前原油換算エネルギー消費量[kl/年]

=導入前年間電力消費量相当[kWh]×0.000254

②導入後原油換算エネルギー消費量[kl/年]

=(導入前年間電力消費量相当-各導入機器年間省エネ量の計)×0.000254

③導入前エネルギー原単位[kl/m²、kl/m³]

=①/導入前有効面積[m²]³⁷若しくは導入前有効容積[m³]³⁸

³² 年間エネルギー使用実績を燃料販売会社の請求書や記録簿等から算出します。

³³ 電力換算(kWh)はエネルギー使用の合理化に関する法律施行規則(平成15年4月1日)の指数を採用し算出します。使用燃料等の違いにより、ガソリン使用量(kl/年)×0.88/0.000254、軽油使用量(kl/年)×0.99/0.000254、LPG使用量(t/年)×1.3/0.000254とします。

³⁴ 被代替車両を計測し、運転状況を勘案のうえで、導入車両の1時間当たりのエネルギー消費量を算出します。

³⁵ 被代替機器搭載アワーメーター若しくは運転記録簿等の実績値とします。

³⁶ 対象となる各分電盤等の動力回路より計測する垂直搬送機消費電力。単位は「W」。

³⁷ 登録簿等の値とします。

³⁸ 登録簿等の値とします。

④導入後エネルギー原単位[kl/m²、kl/m³]

=②/導入後有効面積[m²]若しくは導入後有効容積[m³]

⑤年間CO₂削減量=各導入機器年間省エネ量の計×0.378 [CO₂・kg/kwh]³⁹

⑥省エネ率 (%) = (1 - ④/③) × 100

⑦省エネ量 (kl) = (③ - ④) × 導入前有効面積若しくは導入前有効容積

⑧費用対効果[kl/億円]=⑦/事業に要する経費 (円) × 100,000,000

³⁹ CO₂排出原単位は平成14年12月26日地球温暖化対策の推進に関する法律施行令により、0.378CO₂・kg/kWhを採用します。

提出書類チェックリスト

確認	提出書類及び確認項目
	(1) 倉庫施設における省エネ機器導入計画認定申請書 ☐ 代表者の押印
	(2) 倉庫施設における省エネ機器導入計画
	(3) (各導入機器の) 導入計画
	(4) 共通シートⅠ・Ⅱ
	(5) 登録簿等 ☐ 倉庫業者登録簿 ☐ 営業所の概要 ☐ 営業所所管倉庫の概要
	(6) (各導入機器の) 特性等証明 ☐ 対象機器に管理番号付記 ☐ 冷却関連設備の場合、 ☐ 冷却関連設備導入による省エネ効果総合証明書の添付 ☐ <u>冷蔵施設明細書</u> (☐ 冷凍機表及び ☐ 冷蔵室表) の添付
	(7) 導入前後の設計図面 ☐ 変圧器→単線結線図 ☐ 冷却関連設備→配管系統図 ☐ 照明器具→照明器具配線配置図 ☐ 計測する分電盤の位置明記 ☐ 運搬機器→保有車両台帳等所有状況のわかるもの ☐ 対象機器に管理番号付記 ☐ 品名型式数量表示

確認	提出書類及び確認項目
	☐ 対象工事等の範囲のマーカ－明示 ☐ 明示された工事の範囲が、見積書の内容と相違ない。
	(8) 見積書 ☐ 項目は、設備費、工事費、消費税の3つに分類 ☐ 導入機器に管理番号付記 ☐ 導入機器及びその付属品は設備費に計上 ☐ その他の工事材料(配管、電線など)は工事費に計上
	(9) 倉庫付近の見取り図、倉庫の配置図及び平面図 ☐ A版で作成 ☐ 有効面(容)積部分マーカ－明示 ☐ 有効面(容)積付記 ☐ 付記した有効面(容)積が登録簿等と相違ない ☐ 対象機器設置場所のマーカ－明示
	(10) 導入機器のカタログ
	(11) 写真 ☐ 被代替機器(近影) ☐ 当該倉庫全体(外観) ☐ 荷役風景(保管物品の品目がわかる程度)